　　　　　　　　事　　務　　 連　　絡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成29年5月26日

各社会福祉法人代表者様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大田区福祉部指導監査担当課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　田村　彰一郎

役員変更届等の提出のお願い

　日頃から大田区の社会福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、平成28年度からは定款変更認可等の社会福祉法改正対応にご尽力いただき誠にありがとうございました。大田区長所轄の社会福祉法人につきましては基本的には社会福祉法改正に対応済であることを確認させていただいております。

さて、平成29年度からの社会福祉法人の指導監査については、厚生労働省から発出された「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」で、従来の２年に１回から標準的な指導監査（一般監査）につきましては３年に１回、会計監査人を置く法人については５年に１回まで延ばせることとなりました。また、指導監査の内容も「指導監査ガイドライン」で定められました。

つきましては、今後、社会福祉法人の指導監査の周期が長くなることを勘案し、所轄庁として社会福祉法人の役員及び評議員の選出に係る助言ができればと考えており、役員あるいは評議員が変更された場合は以下のご提出をしていただければと存じます。お手数とは存じますがよろしくお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

1. ご提出いただく書類
   * 1. 役員変更届（別紙のとおり）及び添付資料
     2. 評議員変更届（別紙のとおり）及び添付資料
2. ご提出いただく時期

役員あるいは評議員の変更があった日から概ね1ヵ月以内にご提出ください。

　　　　　　【担　当】

大田区福祉部 福祉管理課 法人指導担当

武田・清水

電話（５７４４）１２１５

FAX （５７４４）１５２０

E-mail [fukukan@city.ota.tokyo.jp](mailto:fukukan@city.ota.tokyo.jp)